

報 告 書

(第 2 号)

目 次

議案番号	件 名	頁
報告第 1 0 号	専決処分の報告について (御殿場市営住宅使用料等の請求に関する訴えの提起について)	1

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月18日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第13号

御殿場市営住宅使用料等の請求に関する訴えの提起について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年5月23日

御殿場市長 勝 又 正 美

市営住宅使用料等の滞納者について、支払督促の申立てを行ったところ、督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされたもの。

1 相手方

(1) 主債務者

住所 【略】

氏名 【略】

(2) 連帯保証人

住所 【略】

氏名 【略】

2 請求の趣旨

- (1) 主債務者 は、御殿場市に対して、金 1, 0 1 0, 2 0 0 円（市営住宅使用料等）を支払え。
- (2) 連帯保証人 は、御殿場市に対して、金 3 2 2, 8 0 0 円（市営住宅使用料の連帯保証契約に基づく連帯保証債務）を支払え。
- (3) 訴訟費用は相手方の負担とする。

3 事件の遂行方針及び取扱い

- (1) 訴えを続ける必要がなくなった場合は、訴えを取り下げる。
- (2) 相手方から和解の申入れがあり、履行が見込まれる場合は和解する。
- (3) 判決の結果必要と認めたときは、控訴、上告する。

